

事業者向け

放課後等デイサービス自己評価表

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	5	1		開所当時は一人一人のスペースが広く取れていたが利用者の身体的な成長も伴い、また、スタッフ数も倍近くなり狭くなってきたことは否めない。近隣に好物件がない日々探している。あれば移転を積極的に検討する。
	2	職員の配置数は適切であるか	5			・児童指導員、保育士半数以上、強度行動障害基礎研修修了者は全スタッフの4/5は確保できている。全日必ず5名以上のスタッフで支援にあたっている。管理者児発管は兼任で常勤である為配置数は適切である。
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか	5	1		玄関の高低差は賃貸物件なので限界はあるが、可能な限り配慮している。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	5	1		スタッフ全員が同じ意図をもって支援にあたるように週に二度の全体会議などで随時意見交換を行っている。
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	6	0		評価表は活用している。また毎回送迎時に保護者様と常に情報交換し連絡ノートでの意思疎通をし改善可能なものはすぐに対応している。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	6			ホームページで公開している。
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	6	0		同業者や第三者の視点でご意見や感想をいただき、常に改善のヒントにしている。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	6	0		月に1回程度の内部・外部研修の実施。スタッフ自己評価シートの月一採用。また半年に一度の自身以外の評価シートを採用。教材の購入を積極的に行う。また入社直前に強度行動障害支援者養成研修をほぼ受講している。
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか	6	0		聞き取り表、個人状況表、支援計画書を指導の際に確認し実行している。
	10	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	6	0		支援のねらいを定めるため利用者様ごとのシートを作成し使用している。全スタッフが供覧義務を授けている。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っているか	6	0		全利用者の支援アプローチをスタッフ全員で共有する会話を毎朝のミーティングにて実行している。また毎日利用者ごとの支援ノートを記入している。
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	5	1		子どもたちの自主主体性から支援計画を提供するサービススタイルなので固定化はさせないが、R2.2月よりSSTを実施している。
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか	6	0		平日、休日、長期休暇で特に支援の内容を変更はしない。ただし外出体験や食事支援は実施する。
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか	6	0		保護者様の要望や聞き取り表をもとに個別指導、小集団指導の希望に沿って指導計画をしている。無理強いはいしない。
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	6	0		必ずその日の利用する子どもたちの指導担当スタッフを割り振り、役割分担を確認している。
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	6	0		毎日指導スタッフ一人一人が全スタッフの前で感想、気づき、問題点などを発表する。

	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	6	0	利用実績記録表と併用し連絡ノートの記入、支援ノートの記入をしている。スタッフ全員が閲覧できるようにしているが、今後はクラウド化を検討中。防犯カメラを設置し24時間すべての録画をしている。
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか	6	0	相談機関との連携を図り6か月に一度の支援計画の見直しを実施している。
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っているか	6	0	コミュニケーションスキルの獲得、向上に力をいれている。また余暇の充実をさらに向上していきたい。R2.2月よりSSTを取り入れている。
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	6	0	可能な限り管理者か児童発達支援管理責任者が参加している。
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っているか	6	0	保護者様から情報提供をいただく場合もあるが、各学校の先生からも引き渡し時に引き継ぎ情報をいただく。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか	0	6	医療的ケアの必要なお子様は利用していない。当該事業所での医療的ケアは実施していない。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか	4	2	見学に同席していただいている保護者様から随時情報提供していただいている。また所属されていた施設の相談支援事業所からの見学も頻繁にある。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか	6	0	利用に際しての全指導記録が保管されているので、ご要望があり保護者様の承諾が得られればいつでも提供できる。
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	6	0	相談支援事業所様や放課後連絡協議会への参加にて情報収集をしている。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか	0	6	一般の児童クラブとの交流の機会は現状さずけていない。しかし、同社別事業所や他の放課後等デイサービスとの交流は頻繁に図っている。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加しているか	6	0	浜松市放課後連絡協議会への参加はほぼしている。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	6	0	送迎時などにその日の様子や報告事項を伝えさせて頂いている。また連絡ノートを活用し、より細かい情報などを書かせて頂き共通理解を図っている。
保護者への説明責任等	29	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	5	1	契約時、管理者より行っている。また、玄関横にいつでも確認できるように、掲示している。
	30	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	5	1	ご相談は随時受け付けています。ご連絡いただいた保護者様には相談助言を時間外でも行っている。
	31	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか		6	お忙しい保護者様のご負担にならないよう、現在は保護者会等実施していない。
	32	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか	6		管理者、児童発達支援管理責任者を中心に苦情に対しては即時対応する。

	33	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	6			利用者専用のページ内にて活動の様子などを随時更新している。
	34	個人情報に十分注意しているか	6			第三者の無断での立ち入りを禁止している。
	35	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	6			毎回の利用時の送迎時などに短くても会話の時間を作っている。
	36	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか		6		現在のところは地域住民を招待する活動は考えていない。
	非常時等の対応	37	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか	4	2	
38		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	3	3		通報訓練、避難訓練、引渡訓練の実施予定をしている。
39		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	6	0		虐待に関する研修会にはスタッフを必ず参加させている。その後ミーティング等で伝達する時間をささずけている。
40		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか	6			身体拘束が必要な利用者の受け入れをしていない。
41		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	4	2		必ず聞き取り表や個人状況表に記入していただく。アレルギーにて食事の提供が困難と判断した場合は当該事業所での食事、おやつ提供は絶対にしない。